



福島県報

目次

規則

○福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

告示

○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件六

規則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五号

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の表の上欄に掲げる」を「陸揚げされた」に、「ごとに、同表の中欄に掲げる日において、その日が属する月のいずれかの日に陸揚げされた」を「の採捕の数量を」に、「の採捕の数量を」を「ごと及び陸揚げされた月ごとに」に、「同表の下欄に掲げる日」を「当該月の翌月の十日」に改め、同項の表を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則第三条第一項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に陸揚げされた第一種特定海洋生物資源について適用し、施行日前に陸揚げされた第一種特定海洋生物資源については、なお従前の例による。

告示

（水産課）

福島県告示第二百二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、新地加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

福島県告示第三百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

福島県告示第三百十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、江名加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

福島県告示第三百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、豊間加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄平

（水産課）

福島県告示第三百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、四倉加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

べきことについて同意があった。
平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第百三十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、
久之浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付
すべきことについて同意があった。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)